

公立大学法人滋賀県立大学全学共通教育推進機構全学共通教育部全学共通教育運営会議
運営規程

平成 23 年 1 月 5 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 141 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学全学共通教育推進機構規程（以下「機構規程」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、滋賀県立大学全学共通教育推進機構（以下「全学共通教育推進機構」という。）の全学共通教育部に置く共通教育運営会議（以下「運営会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第 2 条 運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- （１）全学共通教育の企画立案に関する事項
- （２）全学共通教育の教育課程の編成および実施に関する事項
- （３）全学共通教育の評価に関する事項
- （４）全学共通教育の学部および科目領域間の調整に関する事項
- （５）その他全学共通教育推進機構の運営に関する事項

2 公立大学法人滋賀県立大学教員選考規程（以下「教員選考規程」という。）第 7 条の規定に基づき、全学共通教育推進機構の教員の人事に関する事項は、運営会議が開催する人事会議（以下「人事会議」という。）で審議するものとする。

（組織）

第 3 条 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- （１）機構長
- （２）副機構長
- （３）機構規程第 7 条第 1 項第 1 号から第 8 号までに規定する部会の部会長
- （４）その他機構長が必要と認めた者

2 第 2 条第 2 項の人事会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- （１）機構長
- （２）副機構長
- （３）運営会議から選出された教授
- （４）その他機構長が必要と認めた教授

（委員長）

第 4 条 運営会議に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、運営会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副機構長または予め委員長が指名した者がその職務を代行する。

（議決）

第 5 条 運営会議は、出席者の過半数によって決する。

（意見の聴取）

第 6 条 委員長が必要と認めたときは、運営会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務）

第 7 条 運営会議の事務は、事務局教務課において行う。

付 則

この規程は、平成 23 年 1 月 5 日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

2 前項の規程にかかわらず、前項の規定による改正前の公立大学法人滋賀県立大学全学共通教育推進機構全学共通教育部全学共通教育運営会議および副専攻運営会議運営規程第2条第2項、第3条第2項、第4条第1項および第7条第2項に規定する事項については、平成27年3月31日まで、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。